

栗山町長選挙

投票日 4月10日(日)
投票時間 7:00~19:00
告示日 4月5日(火)

町長の任期満了(4月11日)に伴う選挙が行われます。
これからの町政の舵取り役を選ぶ大切な選挙です。あなたの1票を生かすため、棄権することなく投票しましょう。

投票できる方

4月10日現在、満18歳以上(平成16年4月11日以前生まれ)で、1月4日以前から引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。

入場券

投票できる方には、4月8日ごろまでに「投票所入場券」を郵送します。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票ができない方は、期

日前投票ができます。入場券裏面の宣誓書に記入していただくだけで、投票できます。(事前に記入してご持参いただくと、短時間で投票できます)

なお、期日前投票を行う日に18歳未満の方は、期日前投票ができません。この場合、不在者投票を行いますので、町選挙管理委員会に申し出てください。

不在者投票

○病院・施設に入院・入所中の方
病院に入院、または施設に入所しているため投票所へ行けない場合、それぞれの病院や施設に申し出ることで、そこで不在者投票ができます。

期日前投票の期間

4月6日(水)~4月9日(土) 午前8時半~午後8時
町選挙管理委員会室(役場庁舎1階)

仕事先・旅行先での不在投票

仕事や旅行で町外に滞在している方は、町選挙管理

立候補予定者説明会

【日時】 3月11日(金) 15:00~

【場所】 役場庁舎3階第5会議室

【問い合わせ】 町選挙管理委員会 ☎72-1362

委員会に不在者投票の請求手続きをして、郵便で投票用紙の交付を受け、滞在先の市町村で投票できます。

○郵便などによる不在者投票 次に該当する方で、郵便などによる不在者投票を希望される場合は、事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要で、お早めに町選挙管理委員会へお申し出ください。

①身体障害者手帳1・2級(両下肢・体幹・移動機能の障がい)、1・3級(心臓・腎臓などの内臓障がい)、1~3級(免疫・肝臓の障がい)所持者

②介護保険の要介護状態区分が、被保険者証要介護5の方

投票所

町内には7カ所の投票所があります。入場券(ハガキ)にあなたの投票所が記載されていますので、お間違えないようお願いいたします。

投票所名	投票所の場所	対象地域
第1投票所	スポーツセンター	松風3・4丁目、中央3・4丁目、富士
第2投票所	総合福祉センター「しゃるる」	朝日2~4丁目、中里、湯地、共和(一部)
第3投票所	カルチャープラザ「Eki」	松風2丁目、中央1~3丁目(一部)、錦1~4丁目、桜丘1~3丁目
第4投票所	雨煙別公民館	湯地(一部)、森、鳩山、雨煙別、北学田
第5投票所	角田農村環境改善センター	杵臼、旭台、共和、三日月、角田、阿野呂、大井分
第6投票所	南部公民館	桜山、杵臼(一部)、南学田、継立、日出、御園
第7投票所	円山地域文化センター	南角田、円山、滝下

開票

開票は投票日当日、午後8時からスポーツセンターで行います。

「育児・介護休業法の改正」

～産後パパ育休の新設～

文：星 洋子 さん くりやまライフサポーター応援
ファイナンシャルプランナー (FP)

Q：育児休業制度が改正されたと聞きました。2人目の出産を考えていますが、この改正はどのような内容ですか？

A：10月から「産後パパ育休」制度が始まります。子どもの出生後8週間以内に、男性が育休を4週間まで取得できます。さらに、初めに申し出ることで、2回に分けても1回、などです。現在の育休とは別に取得できるので、いわば「男性版産休制度」です。

育休が2回まで分割可能になるので、夫婦それぞれの育休を柔軟に組み合わせられます。仕事の都合などによる「長期間まとめて休めない」場合でも、育休が取りやすくなるのが期待できます。また、1歳以降の育休延長を柔軟に開始できるようになります。

さて、近年の育休取得率は、女性の82%に対し男性は13%。取得期間も女性の9割が半年以上ですが、男性の8割は1カ月未満です。(参考：厚生労働省「育児・介護休業法改正について」男性の育児休業取得促進等)

育休を取得しない理由の一つが「職場の雰囲気や無理解」です(同)。4月からは事業主の雇用環境整備などが求められます。育休制度の研修や、妊娠・出産の申し出をした社員(または配偶者)へ休業取得を個別に確認する義務を負います。企業からの積極的な働きかけが「言い出しづらい育休取得」の後押しとなるでしょう。

また、育休中は企業に賃金の支払義務がないため、収入の減少も育休取得の妨げです(同)。

育休中の育児休業給付金は「休業開始時賃金日額×支給日数×67%」(育休開始から半年経過後は50%、受給要件あり)。

例えば賃金月額30万円の場合、育休開始から当初の支給額は月額20万円程度、半年経過後の支給額は月額15万円程度です。

しかし、この給付金は非課税で、育休中は雇用保険料と社会保険料は免除されるので、支給額は当初の半年は休業前手取額の8割程度となります。(参考：厚生労働省「育児休業・介護休業、経済的に支援します」)

収入の減少を一時的なものとして、育休を上手に利用することで、出産・育児による妻の不本意な退職を避けることが期待できます。



厚生労働省「育児・介護休業支援」リーフレット

No. 33
FPコラム
お金のおはなし
Q&A



厚生労働省「育児・介護休業法改正のポイント」



星 洋子 (ほし ようこ)
CFP®、1級FP技能士、1級D
Cプランナー、認定心理士、住宅ロ
ンアドバイザー。一般企業で就業中、
自身の家計の見直しのためにFPの
資格を取得。ライフプランを提案す
る独立型FPとしてセミナー講師、
相談業務などを中心に活躍中。